## 『波板』使用範囲一覧表 <建築基準法(平成 10 年 6 月改正、平成 12 年 6 月施行)対応>

	分 <b>類</b>		適応部位		防火•準防火地域	法 22 条指定地域	その他	
不燃性の物品を 保管する倉庫等 の 屋 根	ポリカーボネート波板 ( DW - 0009 ) [ご留意事項] 当協会・会員会社が 上記に加えて個別に 認定番号を取得して いますので、お問合せ の程お願いします。	スケート場、水泳場、スポーツの練習場、その他これに類する運動施設	その他これに類する運動施設 (日本建築行政会議HPより) ・テニス練習場 ・ゲートボール場 ・スポーツ専用で収納可燃物が ほとんど無く、見通しの良い用途 その他これと同等以上に火災の発生 の恐れの少ない用途 (日本建築行政会議HPより) ・通路、アーケード、休憩場 ・十分に外気に開放された停留場、 自動車車庫(床面積 ≦ 30㎡)、 自転車置き場 ・機械製作工場	屋根	延焼の恐れ のある部分 以外の部分 延焼の恐れ のある部分	屋根以外の主要構造 面 積 の制 限	告部を準不燃材料とすはなし	శ
簡易な構造 の 建 築 物	ポリカーボネート波板 ( DW-0009 ) JIS K 6735 [建告1443号による]	自動車・車庫(150㎡未満) スケート場、水泳場、スポーツの練習場、 その他これに類する運動施設 不燃性の物品の保管その他これと同等以上に 火災の発生の恐れの少ない用途		屋 根 • 壁	延焼の恐れのある部分以外の部分	又は 令126条の2 第二項に規定する防火設備 で区画する		
		畜舎、堆肥舎、並びに水産物の増殖場及び養殖場			のある部分	不可		

(註)【延焼のおそれのある部分】: 建築基準法 第2条の6 に規定されています。